子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン

平成 28 年 12 月 22 日

子育てワンストップサービス推進チーム

内閣官房	情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室
	社会保障改革担当室
内閣府	子ども・子育て本部
総務省	自治行政局　住民制度課
	情報通信国際戦略局　情報通信政策課
	情報流通行政局　地方情報化推進室
文部科学省	初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省	健康局　健康課予防接種室
	雇用均等・児童家庭局　家庭福祉課、保育課、母子保健課

目次

１章　はじめに 1

１．１　本ガイドラインの目的 1

１．２　本ガイドラインの対象者 1

１．３　子育てワンストップサービス対象手続 2

１．４　マイナポータル及びサービス検索・電子申請機能の概要 4

１．５　平成 29 年７月開始に向けた標準スケジュール 8

１．６　用語定義 9

１．７　参考資料一覧 11

２章　サービス検索・電子申請機能への対応 12

２．１　A. 企画 12

２．２　B. システム対応 18

２．３　C. 特定個人情報保護評価 20

２．４　D. 関係法令 21

２．５　E. 職員教育 24

２．６　F. 広報 25

３章　お知らせ機能を活用したプッシュ通知について 26

３．１　A. 企画 26

３．２　B. システム対応 29

３．３　C. 特定個人情報保護評価 30

３．４　D. 関係法令 31

３．５　E. 職員教育 34

３．６　F. 広報 36

４章　タスク一覧 37

４．１　申請データ電子受取印刷方式 37
４．２　申請データ電子受取方式 37
４．３　申請データ郵送受取方式 38
４．４　既存電子申請システム方式 38
４．５　専用線方式 39
４．６　プッシュ通知 39
５章　地方公共団体へのフォローアップについて 40
５．１　概要 40
５．２　フォローアップの流れ 40

図表番号

図 1　子育てワンストップサービス対象手続 2

図 2　子育てワンストップサービスを実現するための機能について 3

図 3　マイナポータルでできること 4

図 4　子育てワンストップサービスで便利になること 5

図 5　子育てワンストップサービスの全体イメージ 6

図 6　システム整備状況別接続方式の整理 7

図 7　子育てワンストップサービス導入スケジュール 8

図 8　自治体情報システム強靭性向上モデルにおける LGWAN 接続端末の要件 15

図 9　運用イメージ 40

１章　はじめに

１．１　本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、平成 29 年７月からの子育てワンストップサービス開始に向けて、地方公共団体が必要な対応を遂行するため、地方公共団体にて実施する作業項目とその対応内容をガイドラインとして位置付け、各地方公共団体が本ガイドラインを活用し、マイナポータルにおける電子申請やお知らせ機能を活用した子育てサービスの提供を実現可能とすることを目的として作成したものである。

子育てワンストップサービスを通じてマイナンバーカードが多くの住民にとって便利であることを実感していただくためにも、本ガイドラインを活用し、全地方公共団体において子育てワンストップサービスを導入していただくよう、早期かつ積極的な検討をお願いしたい。

１．２　本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、以下の対象者が利用することを想定して作成したものである。

- 都道府県及び市区町村の子育て支援に関係する事務担当職員
- 都道府県及び市区町村の番号制度担当職員
- 都道府県及び市区町村の情報システム担当職員
- その他都道府県及び市区町村の番号利用事務担当職員

１．３　子育てワンストップサービス対象手続

子育てワンストップサービス関係についてのアクションプログラムとして、既に内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が事務局の「子育てワンストップ検討タスクフォース」において、平成 28 年９月７日に「子育てワンストップサービス実現に向けたアクションプログラム」が取りまとめられ、対象分野として子育て分野のうち、オンライン化のニーズが高いと考えられる「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の各手続を定めた。

更に、関係府省による「子育てワンストップサービス推進チーム」での検討を重ね、オンライン化に馴染む手続を加え、平成 29 年７月から子育てワンストップサービスとして対象とする手続は以下のとおり。

子育てワンストップサービス対象手続　　平成28年12月14日時点

制度	所管府省	子育てワンストップサービスで提供するサービス				備考
		電子申請	実施時期	お知らせ機能　※２	実施時期	
児童手当	○内閣府 子ども・子育て本部 児童手当管理室	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求	平成２９年７月	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	平成２９年７月	添付書類は、スキャンしたデータを添付可能とする機能や、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供予定。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。
		児童手当の額の改定の請求及び届出	平成２９年７月	児童手当の額の改定の請求及び届出に係る補正等の連絡及び結果通知	平成２９年７月	
		氏名変更／住所変更等の届出	平成２９年７月			
		受給事由消滅の届出	平成２９年７月			
		未支払の児童手当の請求	平成２９年７月	未支払の児童手当の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	平成２９年７月	
		児童手当に係る寄附の申出/寄付変更等の申出	平成２９年７月			
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出/徴収等の変更等の申出	平成２９年７月			
		児童手当の現況届	平成３０年６月	児童手当の現況届の提出時期の通知	平成３０年５月	
				現況届に係る補正等の連絡及び結果通知	平成３０年７月	
保育	○内閣府 子ども・子育て本部 ○厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課	支給認定申請書※１	平成２９年９月			添付書類は、スキャンしたデータを添付可能とする機能や、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供予定。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。 就労証明書について、電子的に入力可能な様式を提供する。
		保育施設等利用申込書	平成２９年９月			
		保育施設等の現況届	平成２９年９月	現況届の提出時期の通知	平成２９年９月	
				募集要項の公表などHPの更新の通知	平成２９年９月	
				アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整	平成２９年９月	
ひとり親支援	○厚生労働省 雇用均等・児童家庭局福祉課	児童扶養手当の現況届の事前送信	平成３０年７月	現況届の提出時期の通知	平成３０年５月	添付書類は、スキャンしたデータを添付可能とする機能や、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供予定。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途来所による提出を行う想定。
				現況届に係る補正等の連絡及び結果通知	平成３０年９月	
		面談の予約	平成３０年７月	アンケート機能を活用した効率的な面談の調整を可能とする	平成３０年７月	
母子保健	○厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課 （妊娠の届出、健診） 健康局健康課予防接種室（予防接種）	妊娠の届出	平成２９年７月			
		事前アンケート	平成２９年７月			
				妊婦健診の勧奨の通知	平成２９年７月	
				アンケート機能を活用した効率的な面談の調整を可能とする	平成２９年７月	
				子供の月齢/年齢に応じた健診情報を通知	平成２９年７月	
				子供の年齢等に応じた予防接種情報を通知	平成２９年７月	平成29年7月よりマイナポータルの自己情報表示機能を利用した、予防接種履歴情報の閲覧も可能。

※１　保育に係る支給認定申請においては、原則2号・3号認定を対象とする予定だが、1号・2号・3号の各認定申請を同一様式で行うこととしている地方公共団体であって、電子申請においても同様に同一様式（申請フォーム）で行う場合は、1～3号のいずれの認定申請も対象手続とすることができる。
※２　お知らせ機能は、国の法令又は地方公共団体の条例に基づきマイナンバーを利用することが可能な事務である必要があるが、それ以外の制約は特にないため、上述以外の事務についても積極的に検討。

図１　子育てワンストップサービス対象手続

本ガイドラインはこれらの対象手続に関する地方公共団体の実施作業等を提示するものである。

参考資料
・ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム（平成 28 年 12 月）（別添１）

「子育てワンストップサービス」とは、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 28 年５月 20 日）において、「マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革」として、「妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等手続について、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行うことができるよう、マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討を行い、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成 29 年７月以降、速やかに実現」と整理し、以下の機能の活用により実現するもの。

・マイナポータルを通じて利用できる「サービス検索・電子申請機能」

・マイナポータルの「お知らせ機能」・「自己情報表示機能」

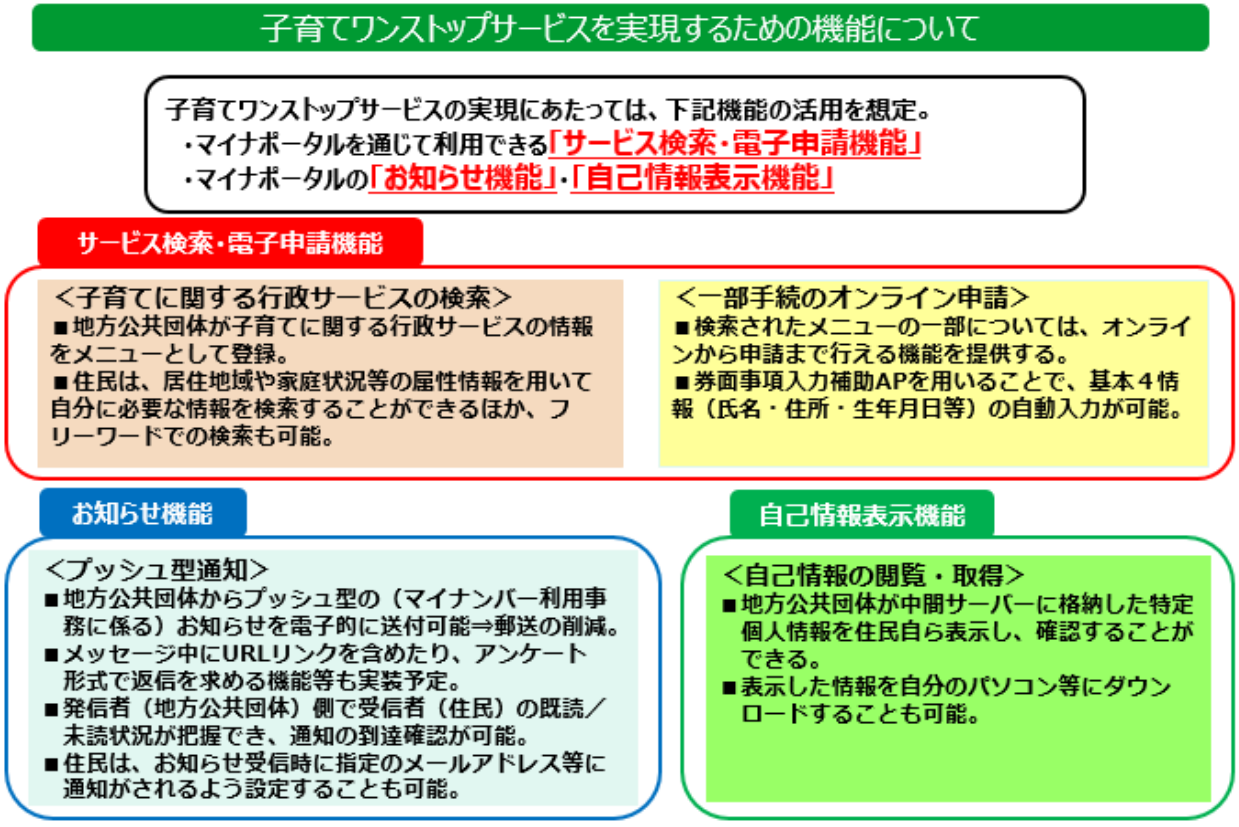

図 2　子育てワンストップサービスを実現するための機能について

本ガイドラインでは、特に「サービス検索・電子申請機能」及び「お知らせ機能」の活用に係る準備事項について述べる。

参考資料
・子育てワンストップサービス概要説明資料（別添２）

１．４　マイナポータル及びサービス検索・電子申請機能の概要

１　マイナポータルの概要

マイナポータルは、住民が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者等の行政機関等での自分の情報の情報連携の記録や、自分の情報そのものの確認、行政機関等からのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金等の公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上の WEB サービスである。

平成 29 年１月の時点においては、アカウントの開設機能と、e-Tax システム（国税電子申告・納税システム）との認証連携機能のサービスを開始し、平成 29 年７月以降順次以下のサービスの提供を開始する予定である。

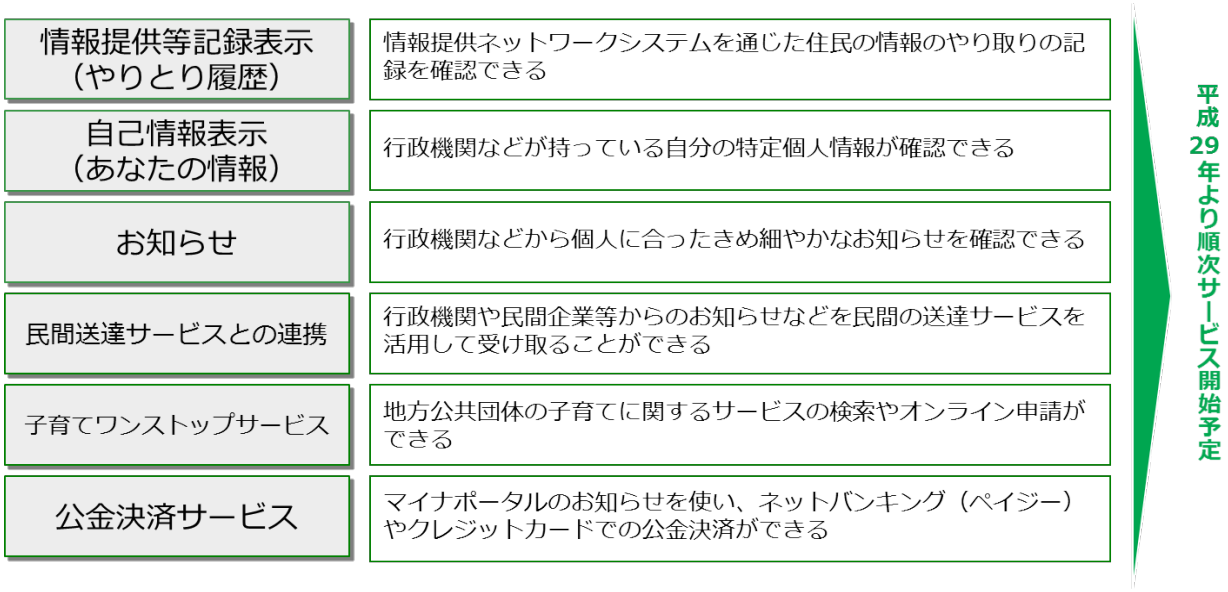

図 3　マイナポータルでできること

２　サービス検索・電子申請機能の概要

サービス検索・電子申請機能は、各地方公共団体の子育てに関するサービスを検索できる機能を提供するほか、電子申請や操作方法の問い合わせを可能とする予定である。

サービス検索では、フリーワードによる検索や、住所、家族構成、年齢等の属性情報による検索を可能とする予定である。

また、電子申請においては、必要に応じてマイナンバーカード（又は有効な住民基本台帳カード）の署名用電子証明書を利用して電子署名を付すことも可能となる（子育てワンストップサービスの導入に当たっては、個人番号利用事務であること等から署名用電子証明書を利用した電子署名を必要とする）。

参考資料
・電子申請・お知らせのルール（別添３）

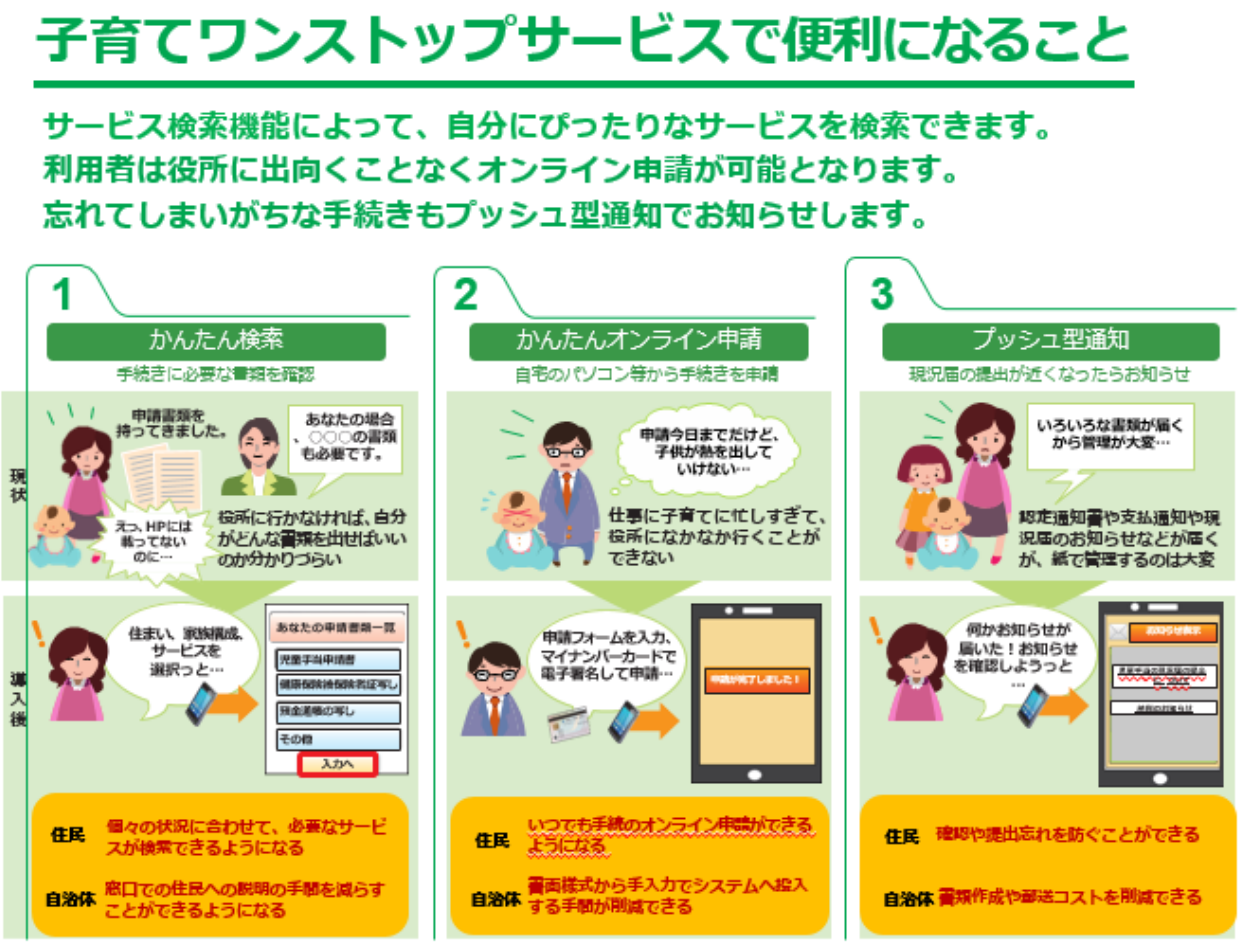

図 4　子育てワンストップサービスで便利になること

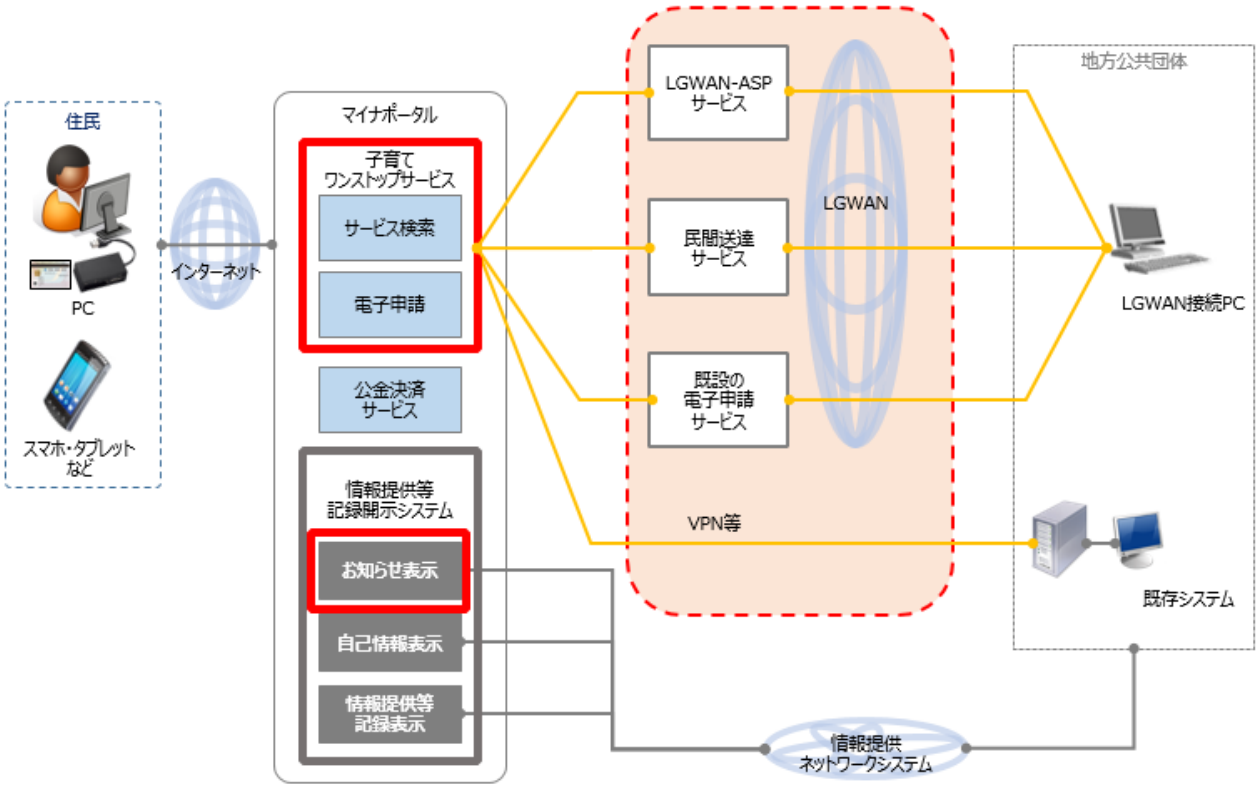

図 5　子育てワンストップサービスの全体イメージ

３　サービス検索・電子申請機能との接続方式について

子育てワンストップサービスを導入するに当たって、地方公共団体における重要な前提として、国で整備する「サービス検索・電子申請機能」のプラットフォームからサービスの登録作業及びオンライン申請の受取が新たに発生することから、「サービス検索・電子申請機能」との接続方式の選択と、それに伴う既存システムの改修範囲の把握が必要である。

以下の図は、地方公共団体とサービス検索・電子申請機能の接続について選択し得る方式を整理した図である。

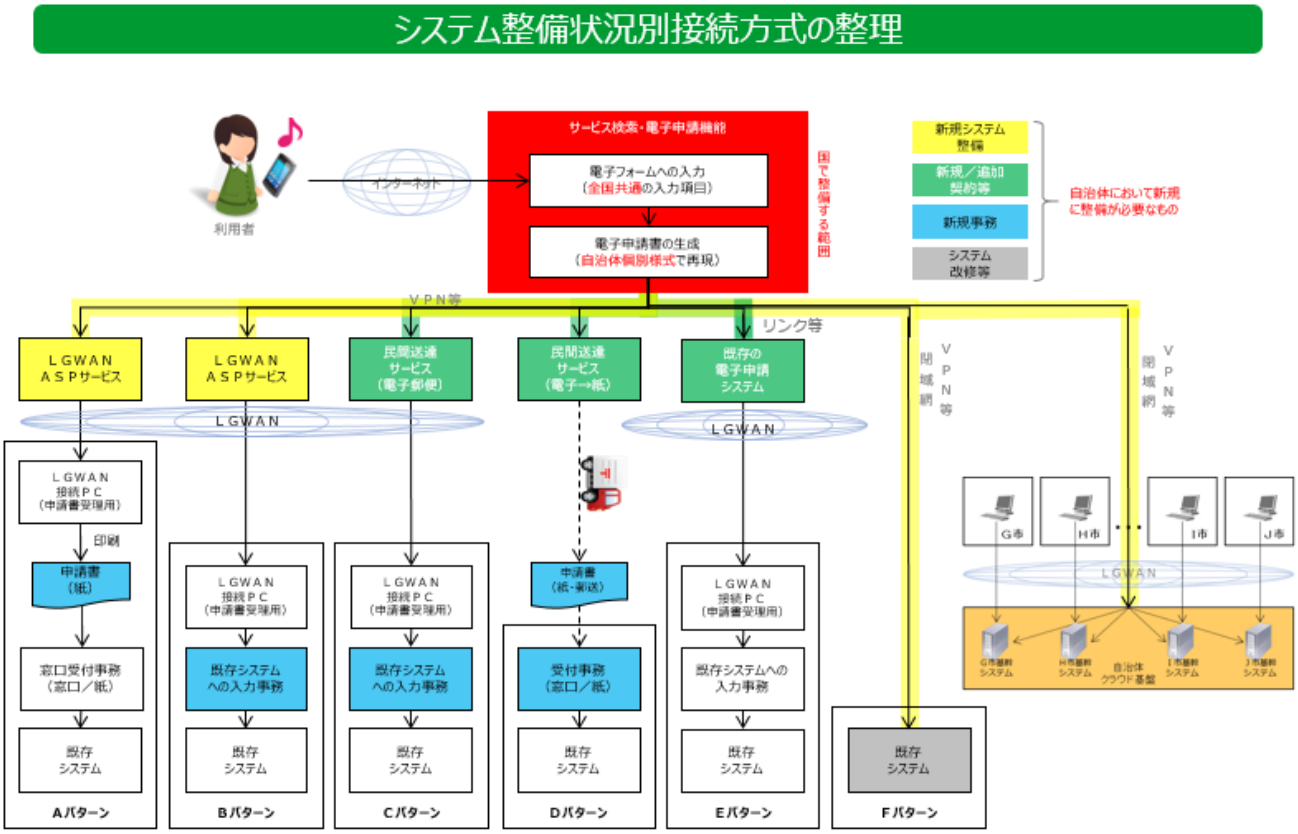

図 6　システム整備状況別接続方式の整理

１．５　平成 29 年７月開始に向けた標準スケジュール

子育てワンストップサービスに係る平成 29 年７月開始に向けた標準スケジュールについては、下図の通りである。

※平成 30 年以降に実施する対象手続に係る導入スケジュールについては、別途提示予定。

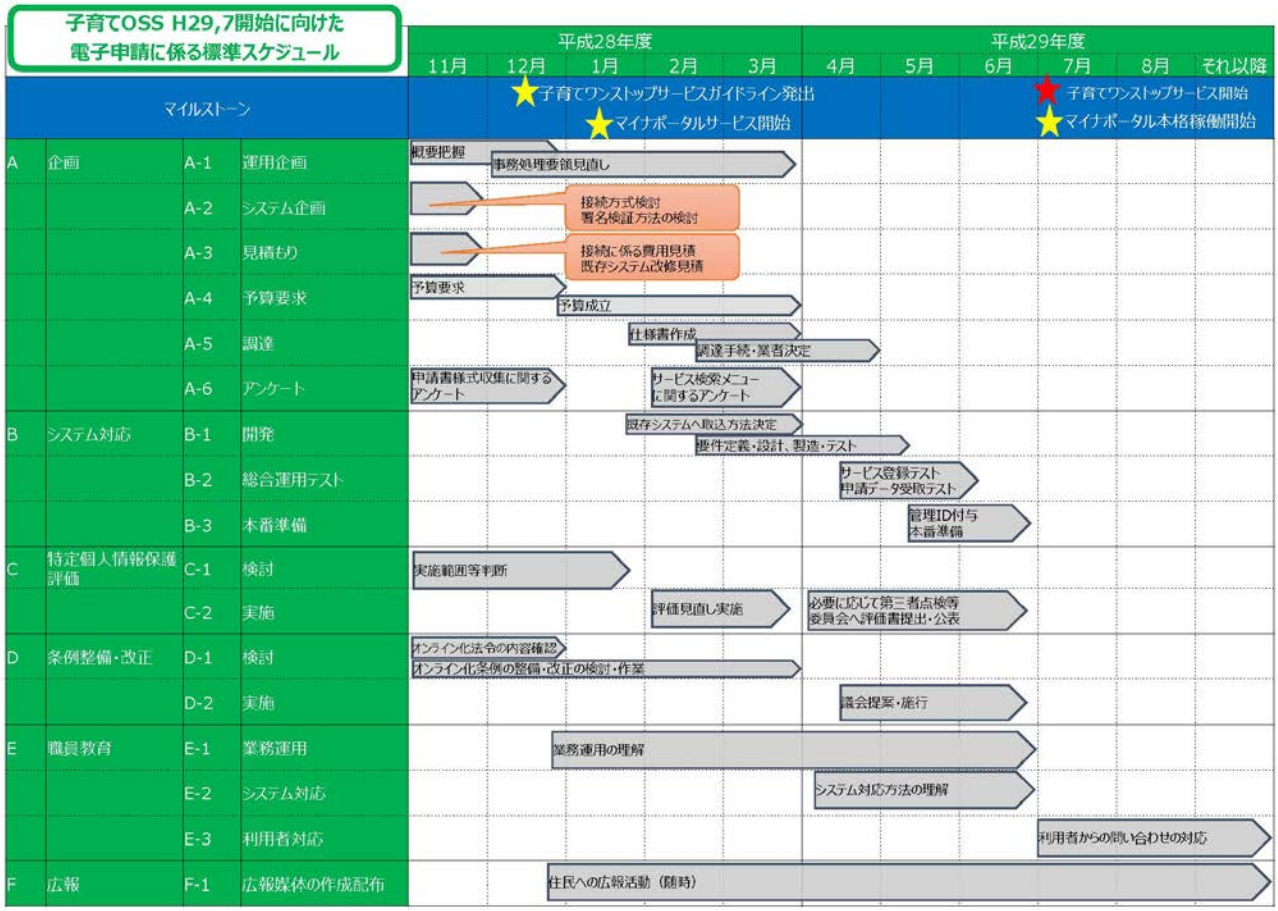

図 7　子育てワンストップサービス導入スケジュール

１．６　用語定義

項番	用語	説明
1	LGWAN（エルジーワン）	総合行政ネットワーク（Local Gorvernment WAN）を指す。
2	LGWAN-ASP（エルジーワン・エ - エスピー）	LGWAN を介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供するサービスのこと。本ガイドラインでは特に、インターネット上で提供するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能のプラットフォームに対して LGWAN 接続端末からアクセスするサービスを指す。
3	LGWAN 接続端末	平成 27 年 11 月 24 日付け総務省地域力創造グループ事務連絡「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本強化に向けて」における「自治体情報システム強靭性モデル」に記載されている「LGWAN 接続ルータ」配下にある端末のこと。子育てワンストップサービスでは、マイナポータルで提供する電子申請機能において特定個人情報の授受が発生する可能性があることから、本ガイドラインでは特に、LGWAN 接続ルータから特定通信限定された端末であることを指す。
4	既存システム	基幹システムなど、地方公共団体が既に整備しているシステムの総称。
5	既存の電子申請システム	国で整備するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能とは関係無く、地方公共団体が独自で整備している電子申請システムのこと。本ガイドラインでは特に、住民から電子申請された申請データを LGWAN 経由で地方公共団体が受け取ることができるシステムを指す。
6	情報提供等記録開示システム	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）法附則第６条第３項に規定する情報提供等記録開示システムを指す。当該システムは、情報提供ネットワークシステムを介して自己の情報提供等記録を確認する機能等（「図５ 子育てワンストップサービスの全体イメージ」中の「お知らせ表

		示」、「自己情報表示」及び「情報提供等記録表示」の３機能）を有する。
7	情報提供ネットワークシステム	番号法第２条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムを指す。当該システムは、情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番・変換や情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び情報提供者との接続のための機能等を有する。
8	専用線	インターネット上で提供するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能のプラットフォームと地方公共団体の既存システムとを直接接続する閉域網を指す。
9	Digital PMO	内閣官房社会保障改革担当室が提供するマイナンバー制度における情報共有・進捗管理等を目的とした地方公共団体向けのウェブサービスのこと。
10	マイナポータル	情報提供等記録開示システム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能を有するシステム全体の総称。
11	民間送達サービス	信書を含む電子データをインターネット上で受け取ることができる民間企業のサービスのこと。本ガイドラインでは特に、インターネット上で提供するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能のプラットフォームから申請データを受け取って、地方公共団体による LGWAN 接続端末でのデータの取得を可能とするサービスや申請データを紙媒体に印刷して地方公共団体に郵送するサービスを指す。

１．７　参考資料一覧

別添１	ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム（平成 28 年 12 月）
別添２	子育てワンストップサービス概要説明資料
別添３	電子申請・お知らせのルール
別添４	サービス検索機能・電子申請機能における対象事務の範囲
別添５	制度所管府省より発出の事務処理要領等の修正
別添６	子育てワンストップサービス接続パターン検討資料
別添７	子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧
別添８	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）
別添９	内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府令第 19 号）
別添 10	厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 40 号）
別添 11	内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第３条第１項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成 16 年内閣府告示第３号）
デジタル PMO に掲載	情報提供等記録開示システムとの接続に向けた機関向け設計ガイド
	【別冊】外部インターフェイス仕様書（情報提供等記録開示システム連携）
	「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」操作マニュアル

２章　サービス検索・電子申請機能への対応

２．１　A. 企画

１　概要

企画は、地方公共団体における子育てワンストップサービス導入に係る全体像を把握し、子育てワンストップサービスに係る業務運用の対応及びシステム面の対応について検討する工程である。

２　作業内容

（１）A-1　運用企画

イ　子育てワンストップサービスの概要把握

マイナポータル及び子育てワンストップのサービス概要を把握し、サービス検索、電子申請を行う範囲について理解する。

ロ　対象事務の範囲の確認

平成 29 年７月からの実施に向けて、地方公共団体が登録し、提供を行うことができる事務の範囲は次のとおり。

サービス検索機能

平成 29 年７月からは子育て分野の事務を対象とする。

※子育て分野以外の分野の事務に係る登録については、今後提示。

電子申請機能（マイナポ申請）

（イ）　電子署名付申請

個人番号利用事務その他の地方公共団体において審査を伴う事務は、電子署名（署名用電子証明書）を必要とすることとする。

- 平成 29 年７月開始分については、特に推進する子育てワンストップサービスの対象４分野の事務は、申請書入力フォームのセット等を国で事前に行う予定（対象４分野の事務に関連して行う、法定利用事務（番号法第９条第１項）又は地方公共団体の上乗せ等の独自利用事務（番号法第９条第２項）についても、同一の申請書による申請の場合はその内容を含む）。
- これら以外の事務は、申請書入力フォームのセット等は、登録を行う地方公共団体で行う必要がある。

（ロ）　簡易申請

（イ）以外の申請者の電子署名を要しないものについては、電子申請が可能な事務であれば、地方公共団体が任意で提供可能。

平成 29 年７月以降、順次対象分野を広げていく予定。

ハ　地方公共団体事務処理要領の見直し

子育てワンストップサービスに係るオンライン申請の導入に伴い、対象となる事務、手続の特定を行った上で、現行業務フローを整理し、導入後にどのように変更するかを確認し、地方公共団体における事務処理の見直しを行い、各事務における事務処理要領の修正を行う。

事務処理要領の修正に当たっては、所管府省より発出される子育てワンストップサービス導入に伴う事務処理要領等の修正を参考とすること。

【参考資料】

タスク	参考資料
マイナポータル及び子育てワンストップのサービス概要把握	・子育てワンストップサービス概要説明資料（別添２） ・子育てワンストップサービス対象手続（本ガイドライン P2 図 1）
対象事務の範囲の確認	・サービス検索機能・電子申請機能における対象事務の範囲（別添４） ・子育てワンストップサービス対象手続（本ガイドライン P2 図 1）
事務処理要領等の修正	・制度所管府省より発出の事務処理要領等の修正（別添５） ・子育てワンストップサービス接続パターン検討資料（別添６）

（２）A-2　システム企画

子育てワンストップサービスを導入するに当たり、地方公共団体において国で整備する「サービス検索・電子申請機能」のプラットフォームからサービスの登録作業及びオンライン申請の受取が新たに発生することから、「サービス検索・電子申請機能」との接続方式の選択と、それに伴う既存システムの改修について検討する。

イ　サービス登録経路の検討

サービス検索・電子申請機能への子育てサービスを登録するに当たっては以下の接続方式から選択する。

（イ）　地方公共団体の LGWAN 接続端末より、LGWAN－ASP を経由して「サービス検索・電子申請機能」にサービス登録を行う方式

（ロ）　地方公共団体のインターネット接続端末より、インターネットを利用して「サービス検索・電子申請機能」にサービス登録を行う方式

（ハ）　地方公共団体の既存システムより、専用線を敷設して「サービス検索・電子申請機能」にサービス登録を行う方式

ロ　申請書受取経路の検討

サービス検索・電子申請機能からの申請書受取に当たっては以下の接続方式から選択する。

（イ）　LGWAN－ASP を経由して、地方公共団体の LGWAN 接続端末で受け取る方式

（ロ）　民間送達サービスを経由して、地方公共団体の LGWAN 接続端末で受け取る方式

（ハ）　既存の電子申請システムをより、地方公共団体の LGWAN 接続端末で受け取る方式

（ニ）　専用線を敷設して地方公共団体の既存システムで受け取る方式

（ホ）　民間送達サービスにおいて印刷した申請書を書面で受け取る方式

前述２⑵イに記載する、サービス登録経路の検討と合わせ、地方公共団体の実状に応じた、最適なパターンを選択する必要がある。

ハ　署名検証方法の検討

子育てワンストップサービスで対象とする申請書については、データの真正性の保証や、本人確認のため原則マイナンバーカードの署名用電子証明書による署名を付すこととしている。

署名検証の方法（有効性確認、改ざん検知等）については、LGWAN－ASP サービス事業者（民間送達サービス事業者含む）で提供するサービス内容に拠ることに留意する。

また、「サービス検索・電子申請機能」との接続を、LGWAN－ASP を経由せず、既存システムと直接接続する方式を選択する場合は、各地方公共団体において署名検証機能の実装を行う必要がある。

（参考）

既存システムと直接接続する方式を選択する場合に、地方公共団体において署名検証を行うに当たり必要な措置については、地方公共団体情報システム機構の以下の問い合わせ先に連絡を行うこと。

【署名検証者関連ヘルプ】

jpki-rp@ml.j-lis.go.jp

ニ　機器等の追加

「サービス検索・電子申請機能」との接続を、LGWAN－ASP 経由で行う場合、地方公共団体において LGWAN 接続端末を用意する必要がある。

LGWAN 接続端末については、子育てワンストップサービス導入に伴う各地方公共団体の業務フローを整理し、各制度所管部局において必要な台数を検討する。なお、通常は、LGWAN 接続ルータに特定通信限定で接続された LGWAN 接続端末を個人番号利用事務系に設置し利用する想定だが、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携で使用する中間サーバー接続端末を共用することも可能である。いずれも中間サーバー用接続装置（VPN 装置）を介さず

LGWAN 接続ルータと端末を接続することになり、ファイアウォールやスイッチの設定変更も含めたルーティングの設定変更や LAN ケーブルの接続や必要に応じた端末への NIC の増設などを実施する必要があり、庁内ネットワークを管理する事業者と相談して対応する必要がある。

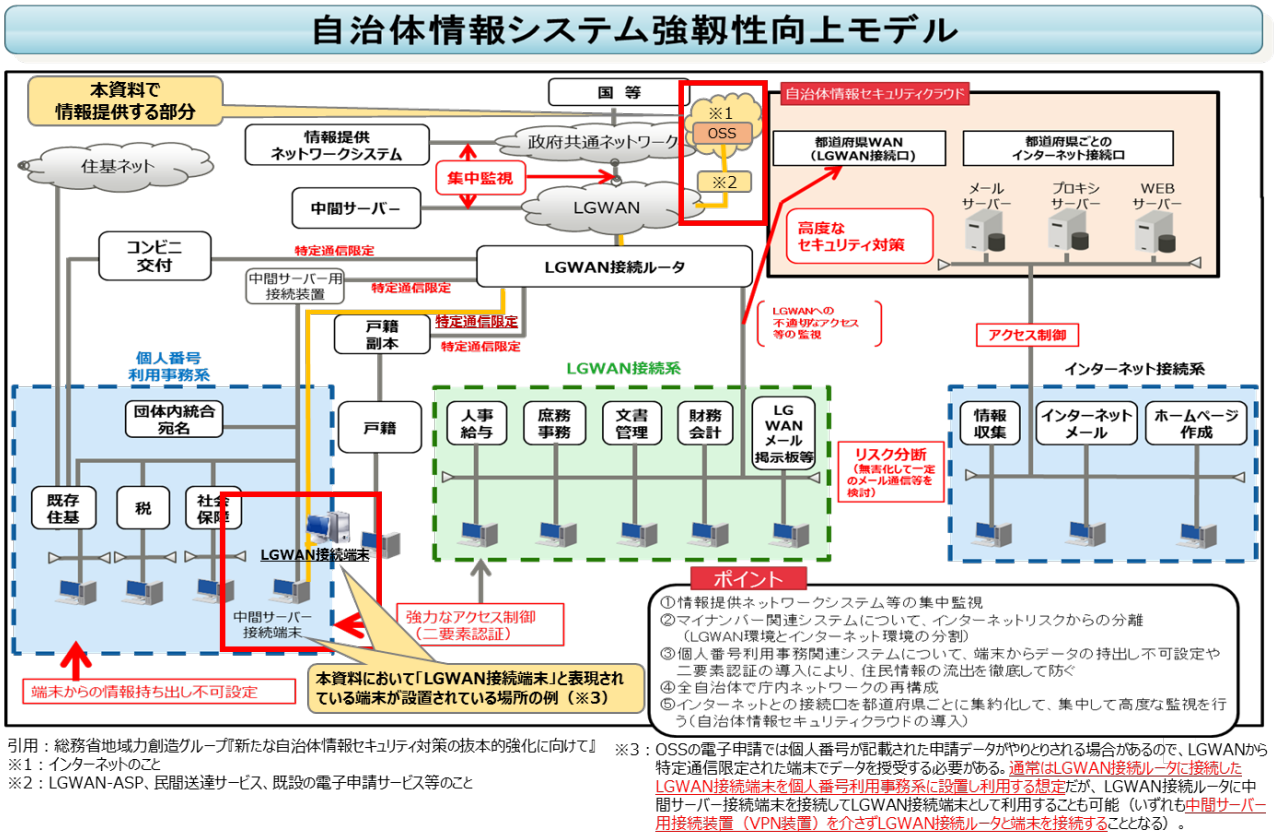

引用：総務省地域力創造グループ『新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて』
※1：インターネットのこと
※2：LGWAN-ASP、民間送達サービス、既設の電子申請サービス等のこと
※3：OSSの電子申請では個人番号が記載された申請データがやりとりされる場合があるので、LGWANから特定通信限定された端末でデータを授受する必要がある。通常はLGWAN接続ルータに接続したLGWAN接続端末を個人番号利用事務系に設置し利用する想定だが、LGWAN接続ルータに中間サーバー接続端末を接続してLGWAN接続端末として利用することも可能（いずれも中間サーバー用接続装置（VPN装置）を介さずLGWAN接続ルータと端末を接続することとなる）。

図 8　自治体情報システム強靭性向上モデルにおける LGWAN 接続端末の要件

【参考資料】

タスク	参考資料
サービス登録の経路の検討	子育てワンストップサービス接続パターン検討資料（別添６）
申請書受取経路の検討	

（３） A-3　見積もり

イ　サービス登録・申請書受取経路導入に係る費用

２⑵イ、ロで検討したサービス登録・申請書受取経路整備に係る費用の見積もりを行う。見積もりに当たっては、接続方式にも拠るが LGWAN－ASP サービス事業者、民間送達サービス事業者、既設電子申請サービス事業者、既存システム開発事業者等に問い合わせること。

ロ　受け取った申請データを既存システムに取り込むための改修費用

サービス検索・電子申請機能より受け取った申請データの既存システムへの取込に当たっては、LGWAN 接続端末から媒体を経由して電子的に入力する方式や、専用線を敷設して地方公共団体の既存システムで受け取る方式、書面で出力した申請書を手入力する方式が考えられる。

電子的に入力する方法を選択した場合、各地方公共団体の実状に応じて入力項目、入力方式を検討し、システム開発事業者に対し見積もりを行う。

ハ　機器等の追加に係る費用

２⑵ニで検討した結果、LGWAN 接続端末の増設が必要と判断した場合は、地方公共団体ごとに機器提供事業者に必要台数の見積もりを行うこと。

【参考資料】

タスク	参考資料
サービス登録・申請書受取経路導入に係る費用	子育てワンストップサービス接続パターン検討資料（別添６）

（４）A-4　予算要求

前述２(3)において見積もりを行った項目について予算要求を行う。

予算要求については、平成 29 年７月からの実施に当たって平成 29 年度当初予算での要求が望ましいが、見積もり等の作業期間等により困難な場合は、補正予算（H29 年２月頃～）のタイミングに合わせて要求を行うことも検討。

（５）A-5　調達

前述２(4)に関する調達を行い、開発受託業者の選定を実施する。

（６）A-6　アンケート

内閣官房より行う申請書様式の収集・子育てサービス登録に係るアンケートに対応する（当該アンケート結果を基に内閣官房においてサービス検索・電子申請機能に係る申請書入力フォームやサービス検索メニューの事前登録作業を行う予定）。

イ　申請書様式の収集

デジタル PMO の Web アンケート機能を利用して、申請書様式のアップロードを行う。アンケート期間は、平成 28 年 11 月～12 月の予定。申請書様式のデータ形式は PDF 又は画像とし、申請書データが紙でしかない場合は、解像度 300dpi 以上・カラー形式でスキャ

ンしたPDFデータをアップロードする。様式に変更の予定がある場合は変更予定時期についても記載する。

なおWebアンケートに並行して、書類原本についても内閣官房に送付する。収集した申請書様式データ・書類原本については、サービス検索・電子申請機能に係る申請書入力フォームの事前登録作業に使用するため、アンケート期限内に必ず回答すること。アンケート期限内に回答をしなかった場合は、団体自身で申請書入力フォーム登録作業を行うことになるので、留意すること。

ロ　サービス検索メニュー

デジタル PMOのWebアンケート機能を利用して、サービス検索で表示するサービス内容について、登録を行う。アンケートはサービス検索・電子申請機能の開発業者決定後、サービスメニューDBの項目が固まり次第実施の予定（平成29年1月以降を予定）。

登録する内容としては、制度概要やサービス対象者、期間など、地方公共団体のホームページに記載されているような内容のほか、サービス検索で提供予定のカテゴリ検索、ライフイベント検索、フリーワード検索に必要な内容を想定している。アンケートで収集したデータについては、サービス検索・電子申請機能に係るサービスメニューDBの事前登録作業に使用するため、アンケート期限内に必ず回答すること。アンケート期限内に回答をしなかった場合は、団体自身でサービスメニューDBの登録作業を行うことになるので、留意すること。

２．２　B. システム対応

1　概要

サービス検索・電子申請機能より受け取った申請書データを、既存システムへ電子的に投入する方式を選択した場合の既存システムに係る改修や、LGWAN 接続端末と LGWAN－ASP（又は民間送達サービス）との接続に係る工程となる。

なお、LGWAN 接続端末より申請書を印刷し、既存システムに入力する方式や、民間送達サービスから申請書を郵送で受け取る方式は、システム改修が不要となる想定であるが、現在入力を行っていない申請データを新たに既存システムに取り込むこととした場合はシステム改修が必要となることに留意する。

2　作業内容

（1）B-1　開発

イ　申請書データの既存システムへの取り込みについて

サービス検索・電子申請機能より受け取った申請書データを既存システムへ取り込む方式について検討を行う。既存システムへ取り込む方式については、LGWAN 接続端末より電子媒体を経由して既存システムに取り込む方式や、ファイルサーバーから庁内ネットワークを経由して既存システムに取り込む方式が考えられるが、地方公共団体の実状に応じて開発受託業者と調整を行う事項であることに留意する。

なお、サービス検索・電子申請機能から送信する申請データのデータ形式などのインターフェイスやデータ型等の詳細については、サービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後の平成 29 年 1 月末以降に発出予定である。

ロ　LGWAN－ASP サービスとの接続

LGWAN 接続端末と LGWAN－ASP（又は民間送達サービス）との接続に当たっては LGWAN－ASP サービス事業者(又は民間送達サービス事業者)との調整事項であることに留意する。

（2）B-2　総合運用テスト

平成 29 年７月からのサービス開始前に、本番運用を想定し、サービス検索・電子申請機能と連携する地方公共団体の事務及び業務運用が正しく行えることを確認する。

具体的には、サービス検索・電子申請機能への子育てに関するサービス登録、サービス検索機能の確認、申請書受取の確認、申請書受取後、既存システムへの入力テストを平成 29 年４月以降実施することを想定している。

テスト参加団体、テスト内容、実施期間の詳細については、サービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後の平成 29 年１月末以降に連絡予定である。

（3）B-3　本番準備

サービス検索・電子申請機能では、子育てに関するサービスの検索や電子申請を可能とする予定であるが、検索や申請の基になる情報は地方公共団体から登録することになるため、地方公共団体の職員がサービスを登録する機能や、各種申請書を登録するサービスメンテナンス機能を提供する予定である。

サービスメンテナンス機能へアクセスするための ID、パスワードの申請・交付や、サービス登録方法の詳細については、サービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後に連絡予定である。

２．３　C. 特定個人情報保護評価

1　概要

子育てワンストップサービスの電子申請機能では、特定個人情報を扱う事務フローに変更が生じる。サービス検索・電子申請機能との接続方式や既存システム改修の有無、地方公共団体の規模に応じて特定個人情報保護評価の見直しを実施する必要がある。

2　作業内容

（1）C-1　検討

子育てワンストップサービス接続パターン検討資料や特定個人情報保護評価支援資料を参照し、自団体の状況を確認のうえ、各事務の特定個人情報保護評価書の変更箇所や評価の再実施又は修正の別を特定する。

なお、特定個人情報保護評価支援資料は、検討に資するものを随時公開する予定であり、最終的にサービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後に、平成 29 年 1 月下旬～2 月上旬に発出予定である。

【参考資料】

タスク	参考資料
特定個人情報保護評価書の変更箇所等の特定	子育てワンストップサービス接続パターン検討資料（別添６） 特定個人情報保護評価支援資料（平成 29 年１月下旬～２月上旬に発出予定）

（2）C-2　実施

システム改修が発生する場合は地方公共団体のシステム改修のプログラミング開始前までに、システム改修が発生しない場合は端末設置等環境が整う前までに、特定個人情報保護評価書を変更し、基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価それぞれに応じた手続を実施する。

２．４　D. 関係法令

１　概要

関係法令は、地方公共団体における子育てワンストップサービス導入に係る関係法令について確認を行い、必要に応じて条例やルールの整備を検討する工程である。

２　作業内容

（１）D-1　法令に基づく事務

子育てワンストップサービス対象手続は、関係府省が所管する法令に基づく事務であるため、そのオンライン化に関する申請等に係る規定については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「オンライン化通則法」という。）及び関係省令（以下「オンライン化省令」という。）に拠る。

イ　検討

オンライン化通則法及びオンライン化省令の内容を確認する。

【参考資料】

タスク	参考資料
オンライン化通則法及びオンライン化省令の内容を確認	・電子申請・お知らせのルール（別添３） ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）（別添８） ・内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府令第 19 号）（別添９） ・厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 40 号）（別添 10） ・内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第３条第１項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成 16 年内閣府告示第３号）（別添 11）

なお、オンライン化通則法第３条第３項の「行政機関等の使用に係る電子計算機に供えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす」については、

・　「行政機関等（地方公共団体）の使用に係る電子計算機（マイナポータル（のサービス検索・電子申請機能））」で

・　「ファイルへの記録がされた時（申請者が電子申請を行い、地方公共団体が申請データを閲覧できる環境になった時）」に、地方公共団体に到達したものとみなされる。

※　地方公共団体はサービス検索・電子申請機能のメンテナンス画面にログインし、メンテナンス画面から申請データを LGWAN 接続端末にダウンロードするが、ダウンロードする前であっても、「申請者が電子申請を行い、地方公共団体が申請データを閲覧できる環境になった時」には、サービス検索・電子申請システムに申請データが届いており、地方公共団体に到達したものとみなされる。

また、申請に必要な書類をスキャン又は写真撮影によってデータとして添付するに当たっては、署名用電子証明書による電子署名を付すこととする。電子署名付の添付データを持って書類提出完了となるが、各事務手続において書類の原本が必要な場合は、原本の別途提出を求める事務フローを検討する。

なお、各事務手続において原本が必要な場合については、制度所管府省が提示する事務処理要領等で示す。それ以外の場合で地方公共団体において原本が必要かどうかは、個別に判断する。

（２）D-2　条例に基づく事務

各地方公共団体の条例等（条例又は規則をいう。以下同じ。）に基づいて行う手続（法令に基づく事務の上乗せ等で行うものも含む。）における申請等については、各手続の根拠条例等において書面で行うこととなっている場合に、書面に加えオンラインで行うことも可能とするための特例の整備・改正を行う必要がある。

イ　検討

「○○市（都道府県／区町村）行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例」（以下「オンライン化条例」という。）を既に整備しているか確認を行う。

ロ　条例整備・改正

整備している場合、当該条例において、マイナポータルにおける電子申請を行うことが可能か、規定内容を確認する。整備していない場合は、オンライン化を可能とすべく必要な規定を含む条例の制定を行う（平成 29 年７月からの開始に向けては、条例制定は平成 29 年６月議会までに行う必要がある）。

（３）D-3　その他の事務

法令及び各地方公共団体の条例等に基づかずに行うサービスであるその他の事務については、オンライン化に当たっての根拠規定は存在しないが、申請や受理等に係るルールを規定しておくことが望ましい。

イ　検討

オンライン化通則法、オンライン化省令、オンライン化条例を参照する。

ロ　規定追加

当該サービスを位置付ける要綱等に、オンライン化に当たって必要なルールの規定を追加する。

２．５　E. 職員教育

1　概要

従来の窓口又は郵送による申請に係る事務処理に加え、電子申請に係る事務処理を担当する職員においては、電子申請に係る事務対応が必要となるため、事務所管課では、導入開始前及び今後の定期異動に係る職員教育等の中で事務フローを追記した事務処理要領等に基づく教育を行う。

特定個人情報を含む事務であるため、個人情報保護管理部門やセキュリティ管理部門とも連携した教育内容とする。

2　作業内容

(1)E-1 職員教育

イ　業務運用

担当職員が行うべき作業・注意点・確認すべき資料を事務処理要領等に反映し、研修時間を設け職員教育を実施する。

ロ　システム対応

前述２．２　２（３）のとおり、子育てワンストップサービスでは地方公共団体の職員がサービスメンテナンス機能よりサービスの登録や、各種申請書を登録する必要があるため、サービスメンテナンス機能の操作要領について理解する必要がある。

サービスメンテナンス機能へアクセスするための ID、パスワードの申請・交付や、サービス登録方法の詳細を示したマニュアルについては、サービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後に発出予定である。

ハ　利用者対応

利用者におけるサービス検索・電子申請機能の操作については、操作方法を簡単に説明する操作ガイドを作成し、地方公共団体でも周知に活用いただけるよう、サービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後に発出予定である。また、操作に関する問い合わせについては、メール及び電話での応対を想定しているが、子育てワンストップ対象手続の申請に関して、直接地方公共団体の申請窓口に問い合わせがあることも想定されることから、利用者への対応に活用いただけるよう、機能に関する利用者向け FAQ を作成し、サービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後に発出予定当該利用者対応についても、事前の研修の中で教育を行う。

２．６　F. 広報

1　概要

マイナポータルに係る広報は、政府として関係資料を準備し幅広く行っていくが、併せて地方公共団体においても、様々な広報周知の機会を捉えて実施していく。

特に子育てワンストップサービスとして行う電子申請については、電子申請サービスを行う旨やそのアクセス方法等については、政府の広報資料を参照・活用し、各事務手続においても積極的に広報周知を行う。

また、マイナポータルへのログインや電子申請に電子署名を付す場合に必要となるマイナンバーカードの取得についても、広報紙での周知に限らず、各事務手続における案内においても、併せて広報周知を行う。

2　作業内容

（1）　F-1　広報

マイナポータルにおけるお知らせに係る広報媒体については、地方公共団体に加工可能なデータを随時提供しているので、それらを活用し、地方公共団体における広報紙や各事務手続における案内に、周知内容を追加する。

定期的な案内や、窓口での配布を通じて、利用者への周知を行う。

３章　お知らせ機能を活用したプッシュ通知について

３．１　A. 企画

1　概要

企画は、地方公共団体における子育てワンストップサービス導入に係る全体像を把握し、マイナポータルのお知らせ機能を活用した業務運用の対応及びシステム面の対応について検討する工程である。

2　作業内容

（1）A-1　運用企画

イ　お知らせ機能についての概要把握

マイナポータルのお知らせ機能の概要を把握し、子育てワンストップサービスへの活用について検討を行う。

お知らせ機能は、自治体中間サーバーを利用し、地方公共団体より利用者にマイナポータルにメッセージを送る機能である。

お知らせ機能ではメッセージの送付の他、PDF 等のファイルの添付、URL リンクの設定、通知に記載された選択肢に対して返信を求めるアンケート及び利用者の既読／未読を把握することが可能である。

また、送付先の住民がマイナポータルのアカウントを開設しているかの確認についても自治体中間サーバーの機能を用いて確認することが可能である。

なお、お知らせの送信は機関別符号を使用するため、お知らせをすることができる事務は国の法令又は地方公共団体の条例に基づき個人番号を利用することが可能な事務（個人番号利用事務）である必要があることに留意すること。

ロ　対象事務の範囲の確認

平成 29 年７月からの実施に向けて、地方公共団体が登録し、お知らせを行うことができる事務の範囲は、法令又は地方公共団体の条例に基づく個人番号利用事務であれば、特に制限はないが、平成 28 年９月７日子育てワンストップサービスタスクフォース取りまとめ「子育てワンストップサービス実現に向けたアクションプログラム」に基づき関係府省が対象とする子育てワンストップサービスの対象４分野の事務については、積極的に活用いただきたい。

【参考資料】

タスク	参考資料
お知らせ機能についての概要把握	・子育てワンストップサービス概要説明資料（別添２） ・子育てワンストップサービス対象手続（本ガイドライン P2 図 1） ・ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム（平成 28 年 12 月）（別添１）

ハ　地方公共団体事務処理要領等の見直し

マイナポータルのお知らせ機能の導入に伴い、対象となる事務、手続の検討を行った上で、現行業務フローの整理、導入後どのように変更するかを確認し、地方公共団体における事務処理の見直し及び事務処理要領等の修正を行う。

事務処理要領等の修正に当たっては、所管府省より発出される子育てワンストップサービス導入に伴う事務処理要領等の修正を参考とすること。

【参考資料】

タスク	参考資料
事務処理要領の修正	・制度所管府省より発出の事務処理要領等の修正（別添５） ・子育てワンストップサービス接続パターン検討資料（別添６）

ニ　お知らせするサービスの検討

お知らせ機能の概要を把握の上、予防接種や健康診断等の子育てに関するお知らせの送付、返信機能を用いて来庁希望日の個別調整や、簡易なアンケートを行うなど具体的なサービスの検討を行う。

検討に当たっては、平成 28 年９月７日子育てワンストップサービスタスクフォース取りまとめ「子育てワンストップサービス実現に向けたアクションプログラム」に基づき関係府省が対象とする子育てワンストップサービスの対象４分野の事務の他、各地方公共団体において、お知らせを行うことで事務の効率化等に資する事務について、積極的に検討を行う。

（２）A-2　システム企画

イ　お知らせ対象者抽出・送付方法の検討

お知らせ機能については、自治体中間サーバーに機能を追加し、中間サーバー接続端末からお知らせを送信することが可能となる予定である。

お知らせ送付対象者の抽出については、現行の事務処理と同様となることを想定するが、効率的に各種お知らせの送付対象者を抽出しお知らせを送信するため、既存システムの改修についても検討する（既存システム改修については各団体の判断による。例えば、団体内統合宛名システムを経由してお知らせを送付する場合は、団体内統合宛名システムの改修が必要となる。）。

【参考資料】

タスク	参考資料
お知らせ対象者抽出・送付方法の検討	・情報提供等記録開示システムとの接続に向けた機関向け設計ガイド（デジタル PMO に掲載済み） ・【別冊】外部インターフェイス仕様書（情報提供等記録開示システム連携）（デジタル PMO に掲載済み） ・「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」操作マニュアル（デジタル PMO に掲載済み） （上述の資料は、お知らせ送付方法の検討に係る参考資料である。対象者の抽出方法については、各地方公共団体において検討を行う必要があることに留意する。）

（３）A-3　見積もり

地方公共団体の既存システムにおいて、お知らせを送付する対象者を抽出し、自治体中間サーバーを介してマイナポータルにお知らせを送付する機能を実装するための費用について見積もりを行う。

（４）A-4　予算要求

前述２⑶において見積もりを行った項目について予算要求を行う。予算要求については、平成 29 年７月からの実施に当たって平成 29 年度当初予算での要求が望ましいが、見積もり等の作業期間等により困難な場合は、平成 29 年度当初予算に係る補正予算（H29 年２月頃）のタイミングに合わせて要求を行うことも検討。

（５）A-5　調達

既存システムの改修に関する調達を行い、開発受託業者の選定を実施する。

３．２　B. システム対応

1　概要

各種お知らせの送付対象者を抽出しお知らせを送信するための、既存システム改修の工程である。

2　作業内容

（1）B-1　開発

各種お知らせの送付対象者を抽出し、お知らせを送信するための、既存システムに係る改修の工程であり、庁内関係部署、開発受託業者と調整し要件定義、設計・製造、団体内テストを行う。

（2）B-2　総合運用テスト

第２章サービス検索・電子申請機能２．２　２（２）記載のサービス検索・電子申請機能に係る総合運用テストの一環として、子育てサービスに関係するお知らせの送付、電子申請の受付、審査、お知らせ機能を利用した通知など、一連の業務運用が正しく行えることを確認するテストを想定している。

テスト参加団体、テスト内容、実施期間の詳細については、サービス検索・電子申請機能の開発受託業者決定後の平成 29 年１月末以降に連絡予定であるが、時期としては平成 29 年４月頃を予定している。

３．３　C．特定個人情報保護評価

1　概要

子育てワンストップサービスにおけるマイナポータルのお知らせ機能では、特定個人情報を扱う事務フローに変更が生じる。マイナポータルのお知らせ機能を利用することにより、事務の内容や使用するシステム、事務全体を示す図などに対し、一律の変更が生じることとなるため、特定個人情報保護評価の見直しを実施する必要がある。

なお、マイナポータルのお知らせ機能は、図 1 に示す子育てワンストップサービスの対象手続以外の国の法令又は地方公共団体の条例に基づき個人番号を利用することが可能な事務においても活用することが可能であるが、実際に事務で活用するためには子育てワンストップサービスと同様に特定個人情報保護評価の見直しを実施する必要があることに留意すること。

2　作業内容

（1）　C-1　検討

特定個人情報保護評価支援資料を参照し、自団体の状況を確認の上、各事務の特定個人情報保護評価書の変更箇所や評価の再実施又は修正の別を特定する。

なお、特定個人情報保護評価支援資料は、検討に資するものを随時公開する予定であり、最終的には、平成 29 年 1 月下旬～2 月上旬に発出予定である。

【参考資料】

タスク	参考資料
特定個人情報保護評価書の変更箇所等の特定	特定個人情報保護評価支援資料（平成 29 年１月下旬～２月上旬に発出予定）

（2）C-2　実施

システム改修が発生する場合は地方公共団体のシステム改修のプログラミング開始前までに、システム改修が発生しない場合は端末設置等環境が整う前までに、特定個人情報保護評価書を変更し、基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価それぞれに応じた手続を実施する。

３．４　D. 関係法令

１　概要

関係法令は、地方公共団体における子育てワンストップサービス導入に係る関係法令について確認を行い、必要に応じて条例やルールの整備を検討する工程である。

２　作業内容

（1）　D-1　法令に基づく事務

子育てワンストップサービス対象手続は、関係府省が所管する法令に基づく事務であるため、そのオンライン化に関する処分通知等に係る規定については、オンライン化通則法及びオンライン化省令に拠る。

イ　検討

オンライン化通則法及びオンライン化省令の内容を確認する。

各事務手続において、どの通知を「お知らせ機能」で通知するかの分類作業を行う。

オンラインで処分通知等を行うには、

① 事前に申請者本人の意向確認、及び

② 「お知らせ」を受け取る者が受信できる環境にあるか（マイナポータルのアカウント（利用者フォルダ）を開設しているか）

の確認を必要とする。

これら①②の確認方法としては、マイナポータルの「お知らせ機能（アンケート付き）」により、各事務手続の●●通知を今後「お知らせ機能」で送ることに同意するか質問を送り、同意する（又は同意しない）と回答を受け取ることで確認することとする。

※　窓口で「お知らせ機能」での通知を紹介することも想定し得るが、②マイナポータルのアカウント（利用者フォルダ）を開設しているかの確認が必要なため、上述の確認方法のとおり確認を行う必要がある。

なお、オンライン化通則法第４条第３項の「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす」については、

・　「処分通知等を受ける者（利用者）の使用に係る電子計算機に備えられファイル（マイナポータルのアカウント（利用者フォルダ））」に、

・　「処分通知等（お知らせ）」が「記録された時（利用者が閲覧できる環境になった時」に、利用者に到達したものとみなされる。

※　利用者が当該処分通知等を閲覧していなかったとしても「閲覧できる環境になっている」た

め、「利用者に到達したものとみなす」となる。

【参考資料】

タスク	参考資料
オンライン化通則法及びオンライン化省令の内容を確認	・電子申請・お知らせのルール（別添３） ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）（別添８） ・内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府令第 19 号）（別添９） ・厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 40 号）（別添 10） ・内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第３条第１項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成 16 年内閣府告示第３号）（別添 11）

(２) D-2 条例等に基づく事務

各地方公共団体の条例等に基づいて行う手続（法令に基づく事務の上乗せ等で行うものも含む。）における処分等通知については、各手続の根拠条例等において書面で行うこととなっている場合に、書面に加え、オンラインで行うことも可能とするための特例の整備・改正を行う必要がある。

イ　検討

オンライン化条例を既に整備しているか確認を行う。整備している場合、当該条例において、マイナポータルにおけるお知らせ（処分通知等）を行うことが可能か、規定内容を確認する。

ロ　条例改正

整備していない場合は、オンライン化を可能とすべく、必要な規定を含む条例の制定を行う（平成 29 年７月からの開始に向けては、条例制定は平成 29 年６月議会までに行う必要がある）。

(3) その他の事務

法令及び各地方公共団体の条例等に基づかずに行うサービスであるその他の事務については、オンライン化に当たって根拠規定は存在しないが、処分通知等に係るルールを規定しておくことが望ましい。

イ　検討

オンライン化通則法、オンライン化省令、オンライン化条例を参照する。

ロ　規定追加

当該サービスを位置付ける要綱等に、オンライン化に当たって必要なルールの規定を追加する。

３．５　E. 職員教育

1　概要

従来の窓口又は郵送による処分通知等に係る事務処理に加え、オンラインでのお知らせ（処分通知等）に係る事務処理を担当する職員においては、お知らせに係る事務対応が必要となるため、事務所管課では、導入開始前及び今後の定期異動に係る職員教育等の中で事務フローを追記した事務処理要領等に基づく教育を行う。

特定個人情報を含む事務であるため、個人情報保護管理部門やセキュリティ管理部門とも連携した教育内容とする。

2　作業内容

（1）E-1 職員教育

イ　業務運用

担当職員が行うべき作業・注意点・確認すべき資料を事務処理要領等に反映し、研修時間を設け職員教育を実施する。

ロ　システム対応

お知らせを送付する方法としては、自治体中間サーバー接続端末から送信する方法や、地方公共団体の既存システムを改修し、お知らせを送付する方法がある。

送付対象者の住民がマイナポータルのアカウントを開設しているかの確認や、お知らせを送信する方法、アンケート機能を付けたお知らせの回答を確認する方法等について理解する必要がある。

自治体中間サーバー接続端末からお知らせを送付する方法については、デジタル PMO に「地方公共団体情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」操作マニュアルを掲載済みである。

ハ　利用者対応

利用者におけるマイナポータルの操作については、操作方法を簡単に説明する操作ガイドを作成し、マイナポータルに掲載するとともに、地方公共団体でも周知に活用いただけるようデジタル PMO に掲載予定。

また、操作に関する問い合わせについては、マイナポータル上の「FAQ」の利用が可能の他、マイナンバー制度専用コールセンター（0120－95－0178）で対応しているが、子育てワンストップのお知らせに関して、直接地方公共団体の申請窓口に問い合わせがあることも想定されることから、利用者への対応に活用いただけるよう、機能に関する利用者向け FAQ（よくある質

問）を作成しマイナポータルで確認可能とするとともに、地方公共団体でも周知に活用いただけるようデジタル PMO に掲載予定。当該利用者対応についても、事前の研修の中で教育を行う。

３．６　F. 広報

1 概要

マイナポータルに係る広報は、政府として関係資料を準備し幅広く行っていくが、併せて地方公共団体においても、様々な広報周知の機会を捉えて実施していく。

特に子育てワンストップサービスとして行うお知らせについては、オンラインでお知らせを行う旨やその確認方法等については、政府の広報資料を参照・活用し、各事務手続においても積極的に広報周知を行う。

また、マイナポータルへのログインに必要となるマイナンバーカードの取得についても、広報紙での周知に限らず、各事務手続における案内にて、併せて広報周知を行う。

2 作業内容

マイナポータルにおけるお知らせに係る広報媒体については、地方公共団体に加工可能なデータを随時提供しているので、それらを活用し、地方公共団体における広報紙や各事務手続における案内に、周知内容を追加する。

定期的な案内や、窓口での配布を通じて、利用者への周知を行う。

４章　タスク一覧

４．１　申請データ電子受取印刷方式

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能からの申請データ受取に関し、LGWAN-ASP サービス又は民間送達サービスを利用して申請データを LGWAN 接続端末で受け取った後、申請データを紙に印刷して既存システムに入力を行う受取方式を採用した場合のタスクについては、本ガイドラインの第２章における B. システム対応の B-1 除く、全てのタスクが対象となる。詳細については、子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧を参照のこと。

参考資料
・子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧（別添７）

４．２　申請データ電子受取方式

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能からの申請データ受取に関し、LGWAN-ASP サービス又は民間送達サービスを利用して申請データを LGWAN 接続端末で受け取った後、申請データをそのまま既存システムに入力を行う受取方式を採用した場合のタスクについては、本ガイドラインの第２章の全てのタスクが対象となる。詳細については、子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧を参照のこと。

参考資料
・子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧（別添７）

４．３　申請データ郵送受取方式

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能からの申請データ受取に関し、民間送達サービスで申請データを受け取った後、申請書（書面）を郵送で受け取って既存システムに入力を行う受取方式を採用した場合のタスクについては、本ガイドラインの第２章における B. システム対応の B-1 除く、全てのタスクが対象となる。詳細については、子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧を参照のこと。

参考資料
・子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧（別添７）

４．４　既存電子申請システム方式

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能からの申請データ受取に関し、既存電子申請システムを利用して申請データを LGWAN 接続端末で受け取る受取方式を採用した場合のタスクについては、本ガイドラインの第２章の全てのタスクが対象となる。詳細については、子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧を参照のこと。

なお、子育てワンストップサービスと既存の電子申請システムとの関係についての詳細は、2016 年 12 月７日付け事務連絡「子育てワンストップサービスの導入に向けた都道府県の検討について（依頼）」及び別添参考資料「」を参照のこと。

参考資料
・子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧（別添７） ・2016 年 12 月７日付け事務連絡「子育てワンストップサービスの導入に向けた都道府県の検討について（依頼）」及び別添参考資料「【参考】　子育てワンストップサービスにおける既存電子申請システムの役割」

４．５　専用線方式

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能からの申請データ受取に関し、専用線を利用して申請データを直接既存システムに取り込む受取方式を採用した場合のタスクについては、本ガイドラインの第２章の全てのタスクが対象となる。詳細については、子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧を参照のこと。

参考資料
・子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧（別添７）

４．６　プッシュ通知

マイナポータルのお知らせ機能を活用したプッシュ通知については、本ガイドラインの第３章の全てのタスクが対象となる。詳細については、子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧を参照のこと。

参考資料
・子育てワンストップサービス実現に当たっての地方公共団体におけるタスク一覧（別添７）

５章　地方公共団体へのフォローアップについて

５．１　概要

１　目的

平成 29 年７月の一斉スタートに向けて、全国の地方公共団体（市区町村）の進捗状況を確認し、遅延団体に対して適切なフォローアップを行っていく。

地方公共団体における進捗状況の確認方法として、「デジタル PMO」を活用し、アンケート形式での回答機能にて、オンライン申請及びお知らせ機能を活用したプッシュ通知の作業状況の入力の対応を行う。

当初のフォローアップ対象手続は、平成 29 年７月及び９月から開始する事務手続である。

５．２　フォローアップの流れ

１　各機関の役割分担

デジタル PMO を通じた状況把握の流れ及び各機関の役割分担を以下に示す。

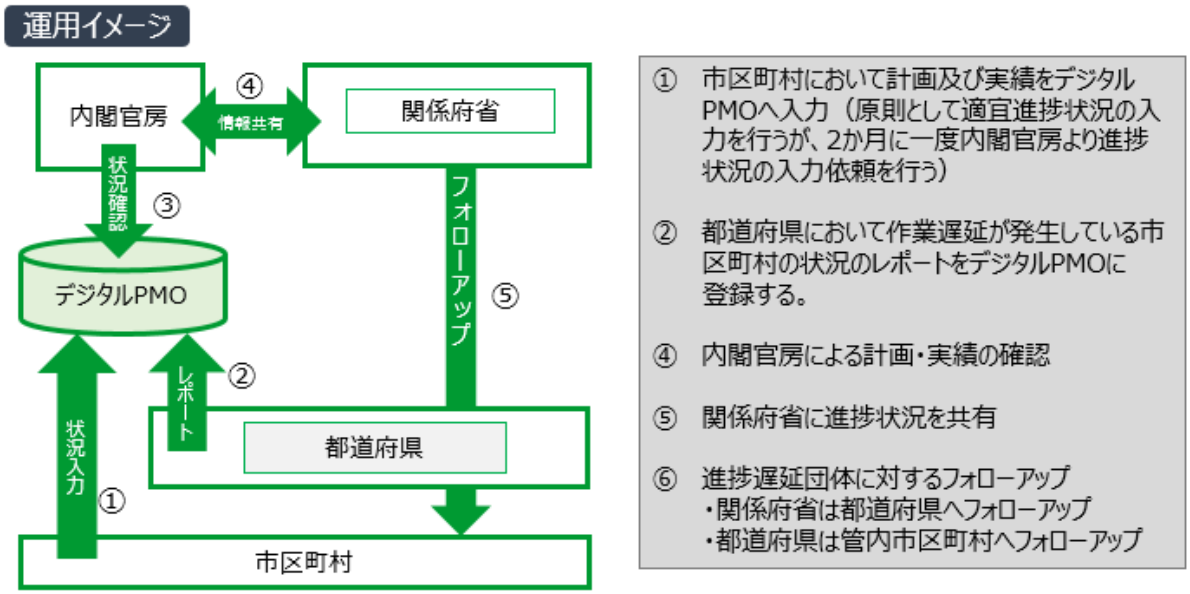

図 9　運用イメージ

２　流れ

平成 29 年１月より、デジタル PMO の子育てワンストップサービス導入フォローアップ機能を活用し、進捗状況の把握、フォローアップを行う。まずは、H29 年７月及び９月サービス開始の手続について進捗把握を行う。進捗状況の入力及びフォローアップの流れは、以下のとおり。

進捗状況の入力

対象	作業内容	頻度
市区町村	デジタルPMOの進捗状況報告ページにて、各タスクの進捗状況を登録する。	2か月毎
都道府県	作業遅延が発生している市区町村の状況を把握し、所定フォーマットにてデジタルPMOにレポートを登録	

フォローアップ

対象	作業内容	頻度
内閣官房	都道府県にて作成した報告書を確認の上、関係府省に進捗状況を共有する。	2か月毎
関係府省	各省から都道府県に対しフォローアップを行う。	
都道府県	各都道府県は市区町村に対しフォローアップを行う。	

進捗状況の入力に関するアンケート機能の提供時期、回答手順の発出については 12 月末を予定。

３　スケジュール

スケジュール

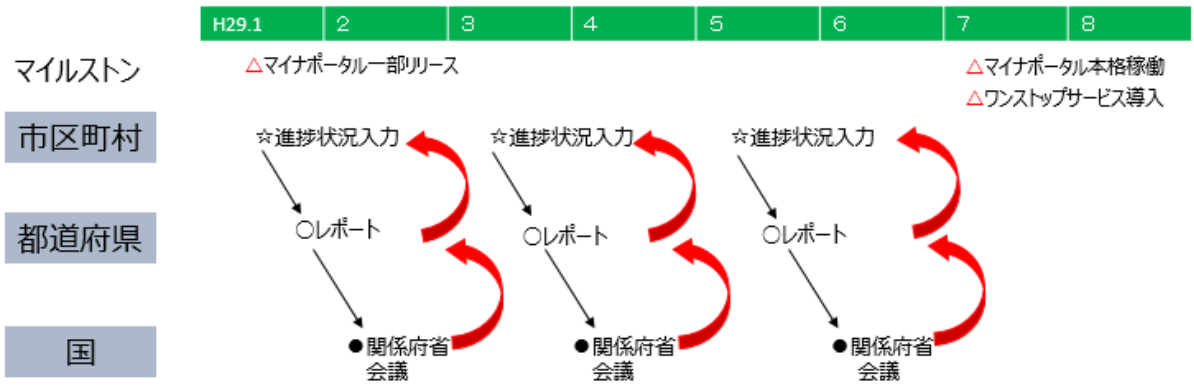

ありがとうございます